

令和6年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年6月7日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和6年6月7日	11時28分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員	6番	天本勉		7番	松石健児	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 真崎静	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	大石顕		
	副町長	熊本弘樹	まちづくり課長	井上信治		
	教育長	柴田昌範	定住促進課長	山田恵		
	総務課長	平野裕志	建設課長	今泉雅己		
	企画政策課長	亀山博史	会計管理者	寺崎博文		
	財政課長	吉田茂喜	教育学習課長	古賀浩		
	税務課長	古賀満宏	福祉課参事	松田美紀		
	住民課長	藤田和彦	こども課保育園長	舟木徳茂		
	健康増進課長	村上妙子	産業振興課参事	佐藤定行		
	福祉課長	戸井竜二	まちづくり課図書館長	城本直子		
こども課長	山本賢子	建設課参事	酒井孝行			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		各常任委員会の所管事務調査報告
日程第5		一般行政報告
日程第6		教育行政報告
		提案理由説明
日程第7	議案第23号	基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第24号	基山町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第25号	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第11	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第12	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））
日程第13	議案第26号	令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第27号	令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第28号	令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	報告第2号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第17	報告第3号	基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第18	報告第4号	基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
日程第19	報告第5号	第3期基山町障がい者基本計画について
日程第20	報告第6号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和6年第2回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、天本 勉議員と松石健児議員を指名
します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から14日までの
8日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和6年第2回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規
定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほど
お目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和6年3月28日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、天本
議員、佐々木議員が出席しました。

次に、令和6年4月12日に三養基郡町村議会議長会総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和6年4月22日に鳥栖市・小郡市・基山町議会議員合同研修会が開催され、議員13名が出席しました。

次に、令和6年5月21日に全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、議長、松石健児副議長が出席しました。

次に、令和6年5月28日に佐賀県町村議会議長会正副会長会及び議長会議が開催され、議長が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1)地方創生臨時交付金事業について 令和6年4月23日火曜日

2 調査結果

地方創生臨時交付金は、令和2年の新型コロナウイルス感染症に対し国が創設した交付金である。本町も4年間にわたりこの事業を行っており、その事業内容や成果等について、説明を受けながら調査をいたしました。

地方創生臨時交付金は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」と「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の2つに分けられる。

この交付金は原則として、地方公共団体が比較的自由に活用できるものであり、令和2年度から令和5年度までの国からの交付額は約6億7,000万円、総事業費は12億1,600万円である。また、6事業が進行中であり、4年間で行った地方創生臨時交付金事業は119事業となっているとの説明を受けました。

令和6年度の事業の進捗状況についてただしたところ、地方創生臨時交付金については基本的に新規の交付金事業はない。令和5年度分の繰越しを行っている事業（物価高騰対応重

点支援交付金及び低所得者支援交付金事業の未払い分、定額減税補足給付金事業)を実施しているとの説明を受けました。

企画政策課は、今後、国の動向や補助金をどのように把握し、関係各課に情報提供をするのかただしたところ、各省庁の補正予算情報はホームページに掲載されるため、そのメニューを精査し、連携を取りながら関係各課へ引き継ぐことに配慮しているとの説明を受けました。

地方創生臨時交付金で実施した事業で、交付金が終了した後の継続性と顕著な効果が現れたと感じるものは何かとただしたところ、18歳までの医療費無償化は、この交付金が契機となり始めることができたものであり、その後の継続の可能性を考慮し取り組んだ事業である。また、基山保育園の保育室内の反響(飛沫)対策も有効であった。プレミアム付商品券も大変好評であり、事業費1億円で5億円程度の事業が展開できた。経済対策としては有効に働いたと考えている。きめ細やかで迅速な対応を心がけたことで、全ての町民に事業の効果を感じてもらえたのではないかと考えているとの説明を受けました。

交付金事業として行った全ての事業について議論されるのが費用対効果である。

当委員会としては、今まで臨時交付金で行った事業は事業を行うことが前提であったが、今後は他の自治体が行っているからではなく、基山町が何をやるのが重要であるとする。これから先の財源は限られてくるため、費用対効果の検証とともに、必要であれば事業の見直しも行うように提案をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(重松一徳君)

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長(大久保由美子君)(登壇)

おはようございます。

ただいまより所管事務調査報告を行います。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事項並びに調査期日

(1)町営住宅について 令和6年4月25日木曜日

概要説明及び現地視察を行いました。

2 調査結果

本町では、昭和40年代から平成初頭にかけて園部、割田、本桜3か所の町営住宅、令和元年にアモーレ・グランデ基山の1か所の地域優良賃貸住宅を建設し、現在は277戸の住宅を管理している。

今回、既に耐用年数（30年）を大幅に経過し、建て替え計画に移行している園部団地と長寿命化を図る本桜団地の現地視察を行うとともに、各町営住宅の入居、設備の維持管理、収支状況等について調査を行いました。

各団地の入居状況について、園部団地の総戸数は67戸で、入居戸数は令和6年3月末現在33戸。政策として既に入居募集は行っていないため空き家は34戸。本桜団地は総戸数120戸に対し、入居戸数105戸。残りの15戸に関しては、4月以降に新規4戸の入居が予定されており、4戸は2月の火災で使用不能であることと、3戸は独居高齢者死亡に伴う家財整理中等であるため、実質募集可能な空き家は現在4戸である。火災で損傷した4戸については年度内に改修工事を完了させる予定である。また、割田団地の総戸数は60戸、アモーレ・グランデ基山は30戸で、共に現在満室となっているとの説明を受けました。

園部団地の建て替え計画についてただしたところ、PFI等を含めた事業手法の調査を昨年度行ったが、内容の修正等に時間を有し、議会への提出が遅れている。取りまとめができ次第、提出するとの説明を受けました。

本桜団地の火災原因についてただしたところ、消防署の調査ではこたつやたばこによる引火が原因の可能性もあるが、確認できておらず不明との結論に至っているとの説明を受けました。

今後の町営住宅の管理戸数についてただしたところ、現在、町営住宅の総戸数は247戸であるが、令和2年度に策定した園部団地建て替えに関する基本方針では、公営住宅入居推定値として令和22年、2040年には215戸の整備が必要になると推計している。園部団地の建て替えをおおむね20戸前後と考えると、町営住宅で200戸、県営住宅が72戸、合計で272戸になるため入居推定値を包含できるとの説明を受けました。

各団地の家賃見直しをいつ行うのか、また、共益費、管理費は発生しているのかただしたところ、補助金を活用し居室の改修等を行った場合は家賃を上げる必要があるが、近年は行ってないため、同水準で推移している。共益費は共有地に設置した電灯、水道等の使用料として発生する。管理費は発生しないとの説明を受けました。

また、躯体等の維持管理に関する管理費を負担する必要はないのかただしたところ、アモ

ーレ・グランデ基山は住宅使用料を維持管理の基金として積み立てているが、町営住宅維持管理に関する基金は設けておらず、単年度の住宅使用料を維持管理に充てているとの説明を受けました。

当委員会としては、今後、住宅使用料を積み立て、維持管理に充てていくことを検討していくように提案いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず、条例案件が「基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」外1件、事務組合格約変更案件が「佐賀県後期高齢者医療広域連合格約の変更について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）」外2件、予算案件が「令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）」外2件となっております。また、報告事項として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外4件をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月7日に基山町民会館大ホールで実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により13人の退団者に対し、13人の新入団員と3人の支援団員に入団していただきました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月23日、雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。

土取り現場や危険箇所等について、それぞれ専門的な意見を聞き、状況把握を行いました。

今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、第6次基山町総合計画策定についてでございます。

全ての世代に住み続けたいと思ってもらえる魅力あるまちづくりを目指すため、町行政における総合的かつ計画的な運営の中心となる第6次基山町総合計画の策定に当たり、その原案を作成するための総合計画プロジェクトチーム会議、総合計画幹事会、総合計画審議会を開催しました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

秋開始接種につきまして令和5年9月から実施してきましたが、集団接種につきましては令和5年12月17日、個別接種につきましても令和6年3月31日をもって終了いたしました。3月末時点の接種率は、接種対象者1万3,141人に対し、接種者4,641人、接種率35.32%となっております。

また、令和3年度から実施してきた新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は令和6年3月31日で終了し、これまでに集団接種2万1,949人、町内医療機関での個別接種3万1,452人、町外接種9,792人、延べ6万3,193人の方が接種を受けられています。

なお、令和6年4月1日以降は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に定期接種の予防接種として、65歳以上の方及び対象となる基礎疾患等を持つ60歳から64歳の方へ秋冬に接種が行われます。

次に、物価高騰関連給付金についてでございます。

物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要となっている住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する「物価高騰対応重点支援給付金」につきましては、令和5年度実績として1,296世帯、児童169人に9,917万円の給付を行いました。

また、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円及び18歳未満の児童1人当たり5万円を給付する「低所得者支援給付金」につきましては、令和5年度実績として419世帯、児童51人に4,445万円の給付を行いました。

令和6年度につきましては、今月中に対象者が確定しますので、確定次第、給付できるように順次準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

令和4年度から令和5年度まで実施しました新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物

価高騰等の影響を受けている中小企業者等に対する「中小企業等緊急支援事業」につきましては、2年間で144件、2,083万6,000円の交付を行い、事業継続を支援しました。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、公共施設内に設置したまちづくり自動販売機からの寄附をまちづくり基金として積み立て、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は、継続申請3件、特例継続申請2件の合計5団体に総額80万円を補助金として交付し、協働のまちづくり活動を支援してまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、令和5年度は19件、本年度の申請件数は5月末まで7件となっております。

「新生活支援補助金」につきましては、令和5年度は7件となっております。

「移住支援金」につきましては、令和5年度は2件、「さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金」については、令和5年度3件となっております。

「移住体験住宅事業」につきましては、小倉と宮浦合わせて、令和5年度は26件、63の方が利用されました。本年度は5月末時点で8件、18人の利用がありました。

次に、「きやま門前市」と「JRウォーキング」についてでございます。

大興善寺のツツジの見頃に合わせて、4月20日に基山町産業振興協議会主催による「第13回きやま門前市」が大興善寺大駐車場で開催され、町内外から42件の出店者と約1,200人の来場者でにぎわいました。

また、同日、JR基山駅から大興善寺を周遊する「JR九州ウォーキング」も開催され、408人の参加がありました。今回は、午後からあいにくの雨だったこともあり、門前市・ウォーキングとも来場者数は前年を下回りました。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月19日に区対抗スポーツ大会を多くの住民の参加を得て実施しました。本年度は、SAGA2024国スポ・全障スポが開催されることもあり、種目を初めてラージボール卓球として実施しました。また、全障スポのオープン競技である卓球バレーの体験会も同時に行いました。試合ではどの選手もベストを尽くされ、素晴らしいプレーを見せていただき、参加者の笑顔あふれる大会となりました。

大会の結果は、Aパート第15区、Bパート第11区が優勝し、第15区が総合優勝し初代王者

となりました。

次に、町内保育所等の入所状況についてでございます。

保育所入所状況につきましては、5月末現在で、基山保育園189人、たんぼぼこども園132人、基山バディ認定こども園135人、ちびはる認定こども園53人、小規模保育事業では、ちびはる保育園16人、ChibiharuZERO-TWOで13人、基山B-Baby保育園11人、ちびはるプラスが9人となっています。

待機児童につきましては現在ございません。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

5月25日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催の自然体験活動が実施されました。当日は、小学生46人、役員8人等が参加し、飯塚市の「サンビレッジ茜」の人工芝ゲレンデにて本格的なスキー体験を行いました。スキー初体験の子供が多い中、インストラクターの指導を受けると数時間のうちに上達し、滑走できるようになっていました。各区の子どもクラブの役員や保護者の皆様の協力を得て、学年や校区を越えて楽しく交流することができました。

次に、家庭用合併浄化槽の維持管理補助についてでございます。

公共下水道の供用区域外に設置された家庭用合併浄化槽の維持管理費用の一部に対し、家庭用合併浄化槽維持管理補助金を交付しています。募集は4月1日から行い、5月末現在173件の補助金申請がありました。今後も合併浄化槽の適正管理について、周知を行ってまいります。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

令和6年度町道舗装補修第2期工事（北部環状線）につきましては、令和6年4月22日から令和6年9月30日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,743万5,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

令和6年度町道舗装補修第1期工事（田原1号線外）につきましては、令和6年4月22日から令和6年7月31日までの工期で、有限会社園部設備工業が1,136万3,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

道設6補第1号牛会・八ツ並線道路改良測量・設計業務委託につきましては、令和6年4月22日から令和7年3月20日までの工期で、株式会社有明エンジニアリング鳥栖営業所が2,

893万円で請け負い、業務が行われております。

現在の出来高は、10%でございます。

道工5補(繰)第4号桜町・伊勢山線舗装補修工事につきましては、令和6年4月22日から令和6年8月30日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,885万4,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

道工6補第1号三国・丸林線道路改良工事(国道交差点部切替外)につきましては、令和6年5月16日から令和7年3月14日までの工期で、鳥飼建設株式会社が4,664万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

道工6補第2号三国・丸林線道路改良工事(門型カルバート)につきましては、令和6年5月16日から令和6年12月10日までの工期で、前田土木有限会社が3,003万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

総合公園東側・吉原地区外1か所の調査測量設計業務委託につきましては、令和6年5月16日から令和6年9月30日までの工期で、株式会社有明エンジニアリング鳥栖営業所が1,166万円で請け負い、業務が行われております。

現在の出来高は、10%でございます。

下工5補第6号宝満川処理区第1汚水幹線管路築造工事(1工区)につきましては、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が2,952万4,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

令和5年災林道施設災害復旧工事寺谷線工事(1号箇所)につきましては、令和6年3月14日から令和6年12月13日までの工期で、天本土木有限会社が1,089万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

令和5年災林道施設災害復旧事業一の坂・河内線工事(1号箇所)につきましては、令和6年3月14日から令和6年12月13日までの工期で、前田土木有限会社が2,416万7,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

令和5年災林地道施設災害復旧事業一の坂・河内線工事（2号箇所）につきましては、令和6年3月14日から令和6年12月13日までの工期で、有限会社園部設備が1,480万6,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、4月1日に開館8周年を迎えることから、手をつなごう図書館の会の御協力を得て、3月31日に「図書館開館8周年記念イベント」を開催しました。読書の丘でのダンスパフォーマンスやミニコンサートなど約130人の方にお楽しみいただきました。多目的室でのワークショップ、UVストラップ作りには68人御参加いただきました。この日は1,000人を超える方々に御来館いただきました。

4月23日から5月12日の「こどもの読書週間事業」につきましては、4月27日に子どもの映写会、5月11日にスペシャルお話し会を開催したほか、司書が選んだ絵本3冊とプレゼントのお話ぬり絵を詰めたお楽しみ袋やおすすめ絵本の展示を行い、子供の読書活動推進に努めました。

その他、4月24日、5月16日には大人のお楽しみ映写会、5月12日にはブックリサイクルを開催しました。

令和5年度の利用状況といたしましては、入館者数が15万9,737人で前年比115.2%、貸出冊数が29万957冊で前年比105.8%となっております。今後も、利用者の安心・安全に配慮し、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

九州電力送配電株式会社、九州配電事業所様より、3月27日に電動キックボード3台の寄附がありましたので受領しました。

また、佐賀東信用組合様より、5月10日に1万円、「まち・ひと・しごと創生に関する連携協定書」に基づき「子育て事業」への寄附がありましたので受領いたしました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

令和5年度に8社の企業より410万円の寄附を頂きました。昨年度に比較しますと、企業数で3社の減、金額数で160万円の減となっております。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在8,231件、1億2,732万3,500円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期に比較いたしますと、件数で87.3%の増、金額では68.3%の増となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、早速ではございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

学校行事関係についてでございます。

学校行事につきましては、各小中学校ともに4月8日に1学期の始業式を行いました。入学式は基山中学校を4月11日に、基山小学校、若基小学校では4月12日に行いました。

4月18日には全国学力・学習状況調査が小学校6年生及び中学校3年生を対象に全国一斉に実施されました。同じ日に小学校5年生と中学校2年生を対象に佐賀県学習状況調査が県下一斉に実施されました。

4月19日からは、各小中学校で担任と保護者との個人懇談を行いました。

5月10日には、各小中学校で授業参観が実施され、たくさんの保護者の方々にそれぞれの学校に御来校いただき、子供たちが教室で学習する様子を見ていただきました。

また、小学校5年生の宿泊体験学習につきましては、基山小学校が5月23日から24日まで脊振少年自然の家で、若基小学校は5月30日から31日まで北山少年自然の家で1泊2日の日程で実施しました。

中学校の体育大会は、5月25日の土曜日に午前中の日程で実施しました。

次に、若基小学校の今年度の小規模特認校制度についてでございます。

今年度、特認校制度利用者数は、新1年生が9名、全学年の合計で28名となり、1年生から3年生までが複数学級となりました。今後、さらに利用者数が増えるよう今年度も引き続き制度の周知に努めてまいります。

次に、文化財関係についてでございます。

文化財関係では、5月7日に基山町民俗芸能保存会を開催し、今年度の事業計画や予算案

等について協議を行いました。

「文化遺産ガイドボランティア養成講座」の第1回を4月25日から始め、2回目の5月16日には大興善寺住職の神原玄晃氏から大興善寺が所有する国指定重要文化財の2体の木像「多聞天と広目天」に関連することなどについて御講話をいただき、大興善寺に関する歴史を学びました。今後もボランティアガイド養成講座や各種イベント、チラシなどを通して、町の文化遺産の伝承と周知に努めてまいります。

以上をもちまして、教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第7～20 議案第23号～議案第25号、承認第2号～承認第4号、議案第26号から議案第28号、報告第2号～報告第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第23号から日程第9. 議案第25号、日程第10. 承認第2号から日程第12. 承認第4号、日程第13. 議案第26号から日程第15. 議案第28号まで、日程第16. 報告第2号から日程第20. 報告第6号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和6年第2回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件2件、事務組合同規約変更案件1件、専決処分承認案件3件、予算案件3件、報告事項5件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、引用条文の整理が必要なため、「基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

る基準の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、保育所等における職員配置基準を見直すため、「基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第25号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和6年12月1日から施行されたことに伴い、現行の被保険者証が廃止され、新たに資格確認書等の引渡し及び返還の受付事務が発生するため、「地方自治法」第293条3第1項の規定により、「佐賀県後期高齢者医療広域連合規約」を変更することについて、同法第291条11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、個人住民税の定額減税の実施及び固定資産の負担調整措置等の延期等の措置を講じるため、「基山町税条例」を改正することが急務であったため、令和6年3月30日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和6年3月30日に公布され、後期高齢者支援金等の課税額分に係る賦課限度額の改正が行われたことに伴い、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負担軽減を図るために「基山町国民健康保険条例」を改正することが急務であったため、令和6年3月30日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））でございます。

地方譲与税、地方交付税等の交付額の確定及びふるさと応援寄附金の増額などに伴い、一般会計の予算に補正が急務であったため、令和6年3月29日付で行った専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第26号から議案第28号までは、令和6年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として1億2,462万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも89億6,425万6,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まずは、基山町デマンド交通及び通学利活用実証運行事業についてでございます。

予約制・乗合型「デマンド交通」の実証試験及び通学バスを「定時定路線バス」として活用し、利便性や輸送特性についての実証試験を実施する基山町地域公共交通活性化協議会に対して資金貸付けを行う事業費を追加するものでございます。

補正額は1,705万6,000円でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。

令和6年度から新型コロナワクチン予防接種が公費による無料接種から定期接種に変更になるため、町内医療機関で予防接種を実施する事業費を追加するものでございます。

補正額は2,662万7,000円でございます。

次に、基山中学校体育館施設整備事業についてでございます。

基山中学校体育館は、建築から54年が経過しており、建物の劣化状況等、現状を把握するため体育館躯体の耐久度調査に係る事業費を追加するものでございます。

補正額は593万2,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容については、担当課長より説明させていただきます。

議案第27号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として89万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億5,621万6,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、人事異動による職員人件費の増額となっております。

議案第28号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として2億7,710万3,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は20億7,732万4,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、国庫金交付額の内示に伴い事業費の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

最後に、報告事項についてでございます。今回は5件でございます。

報告第2号が、基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第3号が、基山町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

報告第4号が、基山町下水道会計継続費繰越計算書の報告について。

報告第5号が、第3期基山町障がい者基本計画について。

報告第6号が、基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第23号の詳細説明を求めます。亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

議案第23号 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案1ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレットいいですか。お願いします。

○企画政策課長（亀山博史君）

提案理由でございます。

国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図り、個人番号等、いわゆるマイナンバーの利用の範囲を拡大するための行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におきましても、上位法を引用しております基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の条文を整理し、改正する必要がございます。

改正の内容でございます。

今回の法改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のうち、別表第2が削除されました。そのため、別表第2に記載されておりました用語を本町の条例では別に定める必要がございますので、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会、提供を行う事務を示す用語として「個人番号利用事務」に、特定個人情報を示す用語として「利用特定個人情報」とし、それぞれ追記します。また、ただし書中、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、改正を行います。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

議案資料1ページに新旧対照表を提出しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議いただき御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

議案第24号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、保育所等における職員配置基準が見直されたため、関連する町条例につきましても規定の一部改正を行うものでございます。

まず、第29条では、小規模保育事業所A型の保育士の配置基準について、第2項第3号で3歳児の基準を「おおむね20人につき1人」から「おおむね15人につき1人」に改めるとともに、同項第4号で4・5歳児の基準を「おおむね30人につき1人」から「おおむね25人につき1人」に改めます。

次に、第31条は小規模保育事業所B型の基準でございまして、改正内容は同じ内容でございます。

次に、第44条は保育所型事業所内保育事業所に係る基準で、また、第47条は小規模型事業

所内保育事業に係る基準で、同様の改正内容でございます。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

条例の施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

なお、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この改正後の基準の規定は適用せず、改正前の規定がその効力を有することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第2号の詳細説明を求めます。古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）の専決処分につきまして御説明をさせていただきます。

議案書6ページをお願いいたします。

基山町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるところでございます。

議案書7ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。

条例の改正は議会の議決事項でございますが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、令和6年3月30日に専決処分を行わせていただいております。

専決理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律により、個人住民税の定額減税の実施、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長等の改正が行われ、令和6年3月30日に公布、令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、基山町税条例を改正することが急務となったためでございます。

議案書8ページをお願いいたします。

改正文を8ページから16ページに上げさせていただいております。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

改正内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料5ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替えいいですか。お願いします。

○税務課長（古賀満宏君）

今回の税条例の主な改正内容としましては、1点目が、個人住民税の定額減税に関する改正でございます。

令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の特別控除を実施するもので、納税者の合計所得が1,805万円、給与収入で2,000万円以下の場合に限るとされております。

資料を議案資料の6ページにつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2点目が、固定資産税（土地）の負担調整措置の延長でございます。

土地に係る固定資産税の負担調整措置については、令和6年度評価替えにおいて負担水準のばらつきが拡大することが見込まれており、負担水準の均衡化を促進するために、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、資料7ページをお願いいたします。

7ページの第51条、第71条、第132条の3につきましては、それぞれ町民税、固定資産税、特別土地保有税に関する減免を、職権による減免を可能とする規定の追加及び文言の整理に関する改正でございます。

資料8ページの附則の第6条につきましては、地方税法等の改正に伴う条ずれの改正でございます。

8ページ下段の第7条の5から15ページ上段の第7条の8までは、個人住民税の定額減税に係る特別税額控除を定める改正でございます。それぞれ普通徴収や給与や年金からの特別徴収など、徴収方法別で控除する時期や割り振りの方法などを定めております。

15ページ、附則第8条第2項第3号につきましては、地方税法等の改正に伴う規定の整備及び文言の整理に関する改正でございます。

第10条の2第6項につきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の

うち、一定のバイオマス発電設備についてのわがまち特例の割合を定める改正でございます。

第7項から16ページの第12項までは、地方税法等の改正に伴う項ずれの改正でございます。

続きまして、16ページ、第10条の3第3項につきましては、認定長期優良住宅に係る特例につきまして、申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする改正でございます。

4項以下18ページの第14項までは、今回の改正に伴う項ずれの改正でございます。

18ページ、第11条から21ページ、第15条の第2項までは、固定資産税（土地）の現行の負担調整措置を3年間延長する改正でございます。

21ページ下段の第16条の3からは、それぞれ、16条の3第5号では上場株式等に係る配当所得、22ページの16条の4第3項第5号では土地の譲渡等に係る事業所得、第17条第3項第5号では長期譲渡所得、23ページ、第18条第5項第5号では短期譲渡所得、第19条第2項第5号では一般株式等に係る譲渡所得、第20条第2項第5号では先物取引に係る雑所得、第22条の2第2項第5号及び24ページの第5項第5号では特例適用利子及び特例適用配当、第20条の3第2項第5号及び第5項第5号では条約適用利子及び条約適用配当、これらそれぞれの額を定額減税の特別控除の対象となる所得割の額に含めることを定める改正でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第3号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について詳細説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替えいいですか。どうぞ。

○福祉課長（戸井竜二君）

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の18ページをお願いいたします。

専決処分書の写しでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、令和6年3月30日付で専決処分を行っております。

専決理由としましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に併せて、基山町国民健康保険条例を改正することが急務でありましたので、専決処分を行ったものでございます。

議案書の19ページをお願いします。

改正文となります。

改正条例の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

改正内容につきましては、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の25ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○福祉課長（戸井竜二君）

改正概要として2点ございます。

まず、1点目は、国民健康保険税課税限度額の引上げでございます。

国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を2万円引き上げまして、基礎課税額分、介護納付金分については据え置くこととしております。

2点目が、低所得者に対する軽減判定所得基準額の引上げでございます。

経済動向等を踏まえ、5割軽減または2割軽減となる軽減判定所得基準額を引き上げるものでございます。

内容としては、住民の方にとってサービス拡充となる改正となっております。

改正内容でございますが、まず、第8条第3項では、後期高齢者支援金等課税額分の賦課限度額を「22万円」から「24万円」に改めております。

次に、第31条前段では、今申しました賦課限度額の改正に伴う改正となっております。

第1項第2号では、5割軽減判定所得基準額の計算式において、43万円に被保険者1人につき「29万円」を加算して判定を行っていたものを、1人につき「29万5,000円」を加算して判定を行うよう改正するものです。

同じく第1項第3号では、2割軽減判定所得基準額の計算式において、43万円に被保険者1人につき「53万5,000円」を加算して判定を行っていたものを、1人につき「54万5,000円」を加算して判定を行うように改正するものでございます。

議案資料の26ページから27ページにかけまして新旧対照表を掲載しております。後ほどお目通しのほどよろしくをお願いいたします。

詳細説明は以上となります。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号））について説明を申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

まず、専決理由としましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定及びふるさと応援寄附金の増額などに伴い、一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、3月29日付で専決処分を行わせていただいております。その承認をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,610万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ97億1,003万7,000円とするものでございます。

23ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

歳入につきましては、7款. 地方消費税交付金に1億2,296万6,000円、10款. 地方交付税に9,693万2,000円、14款. 国庫支出金に1,107万円、17款. 寄附金に1,070万円の増額をし、18款. 繰入金に9,946万円の減額をしております。

25ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費に1億5,596万8,000円を増額し、14款. 予備費を13万8,000円増額することで調整を図らせていただいております。

26ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

まず、追加分でございます。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（教育債）に300万円の設定をしております。

同じく変更分といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業（土木債）の項目におきまして300万円の減額をしております。こちらは令和5年度6月補正の際に御承認いただきました町債の歳入科目を誤って計上していることが分かりました。大変申し訳ございません。今回組替えを行うものでございます。

次に、内容につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレットいいですか、切替え。

○財政課長（吉田茂喜君）

2款. 地方譲与税につきましては、町道の延長、面積に応じ、国から地方へ譲与されるものです。

1項1目1節. 地方揮発油譲与税では45万7,000円の増額をしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目1節. 自動車重量譲与税では213万円の増額をしております。

5ページをお願いいたします。

3款の利子割交付金では14万9,000円の増額。

6ページをお願いいたします。

4款. 配当割交付金では42万2,000円の減額。

7ページをお願いいたします。

5款. 株式等譲渡所得割交付金では239万2,000円の増額をしております。

これらは佐賀県が徴収いたしまして、各市町の県民税収入決算額に応じて交付されるものでございます。

8ページをお願いいたします。

6款. 法人事業税交付金では818万4,000円の増額をしております。県税の法人事業税の一部を従業者数に応じて交付されるものでございます。

9ページをお願いいたします。

7款. 地方消費税交付金では1億2,296万6,000円の増額をしております。この地方消費税交付金は、各市町の国勢調査人口と消費額に応じて交付されるものでございます。

10ページをお願いいたします。

環境性能割交付金では、環境性能割交付金と自動車取得税交付金をそれぞれ106万2,000円、35万4,000円の増額をしております。

11ページをお願いいたします。

10款. 地方交付税では、特別交付税に9,693万2,000円の増額をしております。この増額により令和5年度の特別交付税の交付額を1億8,019万4,000円としまして、また、普通交付税を合わせました地方交付税全体では15億5,153万1,000円とするものでございます。

飛びまして、13ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金では、2項8目1節. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1,107万円の増額をしております。

14ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、3目1節. 総務費寄附金では、実績見込みによりましてふるさと応援寄附金に1,000万円の増額、また、企業版ふるさと納税寄附金に70万円の増額をしております。

15ページをお願いいたします。

18款1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に8,700万円の減額を、また、実績見込みの減によりまして10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に1,246万円の減額をしております。

16ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。予算計上項目を誤っていたため、300万円について予算科目の組替えをしております。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費の財源内訳の変更につきましては、財源内訳の項目のうち、特定財源のその他の項目でふるさと応援寄附基金からの財源充当を企業版ふるさと納税の財源充当と同額を振り替えたため金額の表示はゼロとなっておりますが、財源内訳の変更と表示をしております。

次に、8目24節. 財政調整基金積立金としまして1億4,600万円の増額をしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費では、総事業費を996万8,000円増額しまして予算の組替えをしております。実績見込みによりまして、7節. 報償費に8,339万3,000円の減額、11節. 役務費に通信運搬費、カード決済手数料など398万円の減額、12節. 委託料にポータルサイト利用に係る業務委託料2,207万6,000円の増額、18節. 負担金補助及び交付金に250万円の増額、24節. 積立金に6,334万円の増額などの組替えを行っております。

ふるさと応援寄附基金費の内訳を議案資料の30ページに掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

19ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、2目. 基山っ子みらい館費の財源内訳の変更につきまして、先ほどと同じく、企業版ふるさと納税の財源充当とふるさと応援寄附基金からの財源充当の組替えによるものでございます。

最後に、23ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。13万8,000円を増額しまして財源調整を図っております。

以上で令和5年度基山町一般会計補正予算（第12号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

ここで10時55分まで休憩します。

～午前10時45分 休憩～

～午前10時55分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第26号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレットいいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,462万7,000円を増額し、予算総額を89億6,425万6,000円とするものでございます。

議案書28ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に8,761万6,000円の増額、18款 繰入金に635万円の増額、20款 諸収入に3,461万円の増額、21款 町債に450万円の減額をお願いするものです。

29ページ、30ページをお願いいたします。

まず、29ページ、歳出につきましては、2款 総務費1億1,727万7,000円の増額、3款 民生費に1,289万9,000円の減額、4款 衛生費に3,362万円の増額、6款 農林水産業費に517万1,000円の減額、7款 商工費に641万2,000円の増額、8款 土木費に1,790万6,000円の減額、10款 教育費に244万3,000円の増額をお願いし、30ページをお願いいたします、14款 予備費を34万5,000円減額をしまして調整を図らせていただいております。

31ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

集落支援員としまして、農産品の開発や生産者の支援をするため1名の配置を予定しております。債務負担行為の期間は令和7年度から令和8年度までの2年間分、限度額842万3,000円の設定をお願いしております。

32ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

交通安全対策事業は、交通安全施設測量設計業務や歩道への車止め設置、カラー舗装工事などに係るもので、国庫金の交付額内示に伴いまして580万円の追加をお願いします。

次に、国庫金の交付額内示に伴う補助対象事業費の減によりまして、街なみ環境整備事業では、案内サインの整備事業を精査いたしまして110万円の減額、同じく公営住宅建設事業では、割田団地の屋根防水改修に係る920万円の減額をお願いしております。

それでは、内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレットいいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

まず、歳入でございます。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金では、母子家庭等対策総合支援事業費補助金に566万8,000円の追加をお願いしております。こちらは小学校の放課後補充学習やMY ROOM（まいる一む）の運営に係るものでございます。

同じく、こども政策推進事業費補助金127万5,000円の追加をお願いしております。こちらは基山町子ども計画の策定に要するものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、2節. 都市計画費補助金では、交付額の内示に伴いまして、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備）に524万4,000円の減額を。

同じく、4節. 住宅費補助金、社会資本整備総合交付金（住宅）に1,174万9,000円の減額をお願いしております。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に社会保障・税番号制度システム整備費補助金387万6,000円の増額。

次に、社会資本整備総合交付金（防災・安全）、こちらに792万4,000円の追加。

次に、デジタル基盤改革支援補助金8,042万8,000円の追加。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金213万8,000円の追加。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金330万円の追加をお願いしております。

こちらは交付額の内示によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に700万円の減額をお願いしております。

また、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に1,335万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の34ページに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、3項. 貸付金元利収入、9目1節. 地域公共交通活性化協議会貸付金元利収入の元金に1,303万7,000円の追加をお願いしております。こちらは地域公共交通活性化協議会に対しまして国からの補助金が支払われるまでの間、資金の貸付けを行いますので、その貸付金の元金返済を協議会のほうから受けるものでございます。

9ページをお願いいたします。

4項. 受託事業収入、2目. 教育費受託事業収入、1節. 文化財調査受託事業収入に、町内遺跡発掘調査受託事業414万円の追加をお願いしております。こちら野入遺跡の発掘調査に係るものでございます。

10ページをお願いいたします。

5項3目2節. 雑入に佐賀県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等負担金127万4,000円の減額をお願いしております。こちらは4月の派遣職員の人事異動に伴うものでございます。

次に、新型コロナワクチン定期接種助成金1,661万6,000円の追加をお願いしております。令和6年度から新型コロナワクチン接種が定期接種に変更されることに伴いまして、接種件数に応じて助成金が支払われるものでございます。

次に、コミュニティ助成事業補助金200万円の追加をお願いしております。こちらは第5区自主防災会への防災機材の整備に対しまして補助金を受けるものでございます。

11ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表の地方債補正で御説明させていただいたとおりでございます。補正額といたしまして、合計で450万円の減額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

12ページ以降の歳出について、2節. 給料、3節. 職員手当等、4節. 共済費につきましては、4月の人事異動による人件費の調整によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費、12節. 委託料、人事給与内部情報系システム改修業務委託料165万円の増額をお願いしております。こちらは本年10月から実施されます児童手当の対象者の改正に伴うシステム改修を行うものでございます。

飛びまして、15ページをお願いいたします。

6目. 企画費、18節. 負担金補助及び交付金では、コミュニティ助成事業補助金200万円の増額をお願いしております。こちら第5区自主防災会が行う防災機材の整備に要するものでございます。

次に、子育て・若者世帯の住宅取得補助金900万円の減額をお願いしております。国の内示率が低かったため、昨年度の実績を考慮いたしまして一旦減額を行うものでございます。

次に、地域公共交通活性化協議会負担金と20節. 貸付金では、地域公共交通活性化協議会貸付金にそれぞれ401万9,000円と1,303万7,000円の追加をお願いしております。こちらはデマンド交通、通学バス利活用実証運行事業を実施する基山町地域公共交通活性化協議会に対しまして負担金と貸付金を行うものでございます。

同じく、7目. 交通安全対策費、12節. 委託料、関屋・上原線交通安全施設測量設計業務委託料に633万6,000円の追加、また、14節. 工事請負費に交通安全施設工事884万4,000円の増額をお願いしております。こちら社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、測量設計業務や歩道への車止め設置、カラー舗装工事を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

15目. 広報情報費、12節. 委託料、基幹系情報システム改修委託料、こちらに8,042万8,000円の追加をお願いしております。こちらは自治体の基幹業務システムにつきまして、標準拠システムへの移行に要するものでございます。

次に、LINEオンライン申請システム委託料396万円の追加をお願いしております。こちらはLINEを活用し、オンラインによる行政手続申請の体制整備に要するものでございます。

17ページをお願いいたします。

18節. 負担金補助及び交付金では、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金387万6,000

円の増額をお願いしております。こちらは社会保障・税番号システムの間接サーバー機器につきまして、次期システムへの移行に要するものでございます。

飛びまして、21ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、11節. 役務費に給付支援サービス導入手数料212万9,000円の追加。また、13節. 使用料及び賃借料に給付支援サービス利用料117万1,000円の追加をお願いしております。こちらはデジタル庁が開発いたしました給付支援サービスを活用することで各種給付金のオンライン申請が可能となるため、今回、本年1月の臨時議会にて御承認いただきました定額減税補足給付金の給付に利用するものでございます。

飛びまして、24ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、2目. 予防費、12節. 委託料に各種予防接種委託料2,662万7,000円の増額をお願いしております。こちらは新型コロナワクチン接種が今年度から定期接種に変更となり、町内の医療機関へ接種事務の委託を行うものでございます。

31ページをお願いいたします。

8款. 土木費、5項. 住宅費、1目. 住宅管理費、14節. 工事請負費に町営住宅長寿命化工事1,677万9,000円の減額をお願いしております。こちら国庫金の交付額内示に伴いまして、事業費の全額を減額いたしまして次年度へ先送りを行うものでございます。

飛びまして、35ページをお願いいたします。

10款. 教育費、3項. 中学校費、1目. 学校管理費、11節. 役務費に足場設置手数料、また、12節. 委託料に基山中学校体育館耐力度調査委託料、それぞれ110万2,000円と488万円の追加をお願いしております。こちらは基山中学校体育館の劣化状況など、建物本体の現状を把握する調査に係るものでございます。

36ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費、12節. 委託料に発掘調査掘削業務委託料414万円の増額をお願いしております。こちら発掘調査受託事業による野入遺跡の発掘調査に係るものでございます。

次に、基肆城跡散策路測量設計業務委託料450万円の減額をお願いしております。こちらは文化庁補助事業との調整に伴う計画の変更により減額を行うものでございます。

次に、基肆城跡散策路改善（サイン設置）業務委託料と、37ページになりますけれども、

14節. 工事請負費、基肆城跡散策路改善工事（サイン設置）につきましては、工事費417万円を委託料へ組替えを行わせていただくものでございます。

次に、37ページです。

14節、歴史的風致維持向上計画事業サイン整備工事に245万2,000円の減額をお願いしております。こちら国庫金の交付額内示に伴い減額を行うものでございます。

次に、18節. 負担金補助及び交付金では、街なみ環境整備助成事業補助金276万8,000円の増額をお願いしております。大興善寺保存修理の減額と御仮殿保存修理の追加によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、2目. スポーツ振興費、17節. 備品購入費、施設備品に144万1,000円の追加をお願いしております。こちらは総合体育館の受付にあります券売機につきまして、新紙幣対応の券売機に更新を行うものでございます。

40ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回34万5,000円を減額いたしまして調整を図らせていただいております。

以上で令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第28号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第28号 令和6年度基山町下水道会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○建設課長（今泉雅己君）

第2条、令和6年度基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改め、9億5,107万円といたします。

第3条、令和6年度基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正

をお願いいたします。

収入、第1款. 下水道事業収益を9,000円増額し、合計で5億4,891万4,000円といたします。

続きまして、支出、第1款. 下水道事業費用を88万8,000円減額し、4億549万8,000円といたします。

第4条、予算第4条本文括弧書中、「2億100万6,000円」を「1億9,675万3,000円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

収入、第1款. 資本的収入2億7,196万2,000円を減額し、14億7,507万3,000円といたします。

37ページをお願いいたします。

支出、第1款. 資本的支出2億7,621万5,000円を減額し、16億7,182万6,000円といたします。

第5条、予算第5条で定めた起債の限度額を10億1,150万円に改め、あわせて、第6条の一時借入金の限度額も同額といたします。

第7条、職員給与費を88万8,000円減額し、合計で2,442万8,000円といたします。

補正の詳細内容につきましては、令和6年度基山町下水道事業会計補正予算実施計画兼事項別明細書により主なものを説明いたします。

実施計画書3ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○建設課長（今泉雅己君）

収益的収入及び支出、支出の部でございます。

第1款第2項4目. 総係費を人事異動等に伴い88万8,000円の減額をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入でございます。

第1款第1項1目. 建設改良事業債を1億3,490万円の減額、第2項1目. 国庫補助金を1億3,706万2,000円の減額をそれぞれお願いいたします。これは社会資本整備補助金の内示率の減に伴う減額でございます。

6ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、支出。

第1款第1項1目、下水道費、委託料を1億710万円、工事請負費を1億6,912万4,000円をそれぞれ減額いたします。収入の減額に伴う事業費の減でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を2億7,710万3,000円の減額をお願いし、現計予算と合わせた20億7,732万4,000円とするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議いただき御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、報告第2号「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の38ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○財政課長（吉田茂喜君）

令和5年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

39ページ、40ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会におきまして繰越明許費の設定をお願いしておりました15事業、総額3億7,655万円の繰越しを行ってございまして、事業ごとに繰越額とその財源内訳を記載させていただいております。

なお、議案資料の51ページに事業ごとの進捗状況を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の41ページをお願いいたします。

令和5年度基山町下水道事業会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度に繰越しをしておりますので、繰越計算書を報告いたします。

42ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

1事業、社会資本整備総合交付金を6,221万6,000円、財源と合わせて繰越しを行っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、報告第4号でございます。基山町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書の43ページをお願いいたします。

令和5年度基山町下水道事業会計予算の継続費に係る予算の経費を令和6年度に逡次繰越しをしておりますので、繰越計算書を報告いたします。

44ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

1事業、基山汚水ポンプ場建設事業、継続費の総額27億600万円、令和5年度継続費予算3億7,412万8,000円中、1億9,600万円を逡次繰越しを行います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第5号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

報告第5号 第3期基山町障がい者基本計画についての詳細説明をさせていただきます。

議案書の45ページをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

どうぞ。

○福祉課長（戸井竜二君）

本計画につきましては、障害者基本法第11条第3項に策定が義務づけられておりまして、この規定に基づき、第3期基山町障がい者基本計画を策定いたしました。また、同条第8項において、計画が策定されたときは議会に報告することとなっておりますので、本定例会において御報告させていただいているところでございます。

策定経過につきましては、報告第5号資料のほうをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

タブレット切替えいいですか。お願いします。

○福祉課長（戸井竜二君）

令和5年8月30日に第1回基山町障がい者基本計画等策定委員会を開催し、その後、アンケート調査、住民ワークショップ、パブリックコメントを実施し、全部で4回の策定委員会の中で御議論をいただきまして策定に至っております。

この基本計画の計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間としております。

基本理念等につきましては、計画書冊子の41ページのほうをお願いしています。

○議長（重松一徳君）

いいですか。お願いします。

○福祉課長（戸井竜二君）

基本理念としまして、今回、「みんなで創る 心豊かな共創のまち きやま」としております。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現を目指します。本町で生活する誰もが支え合って、住み続けたいと思える町の実現に向けて一緒に取り組んでいくという内容でございます。前回の計画では、共に生きる「共生」という表現を使っておりました。ただ、共に生きていくのはもちろんですが、お互いの立場を理解し、共に考えながら社会をつくっていく必要があるとの思いで、今回は「共創」という表現に改めております。

その基本理念の下に4つの基本目標と10の施策を掲げまして、取組を進めていくこととしております。

その他、計画書冊子内において、福祉サービスの利用見込み等の統計的データも掲載をいたしておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第6号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

報告第6号 基山町土地開発公社の事業報告について報告をさせていただきます。

報告につきましては、報告第6号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては、要点のみを申し上げますので御了承のほどよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

いいですか、タブレット。お願いします。

○定住促進課長（山田 恵君）

まず、1ページ、2ページをお願いいたします。

理事長の選出を議題といたしまして、理事の互選で熊本副町長が理事長に選出されましたことを御報告いたします。

次に、基山町土地開発公社の事業報告になります。

4ページをお願いいたします。

令和5年度におきましては、用地の買収及び売却はございませんでした。

理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては、5ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しくください。

次に、令和5年度基山町土地開発公社の決算についてでございます。

9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算額の合計は2,734円で、これは事業外収益の受取利息と雑収益でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が7万9,430円となっており、これは販売費及び一般管理費でございます。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に、11ページでございます。

令和5年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が7万9,430円、4の事業外収益は受取利息2,723円、雑収益10円となっております。

6の特別利益は、前期損益修正益として1円となっております。この前期損益修正益とは、前期以前に計上した損益を当期で修正した際に使用する科目でございます。前期までの決算において、有形固定資産である備品を残存簿価1円として残す会計処理を行っていましたが、備品の種類として片袖机及びキャビネットの2種類の備品が存在しておりますので、当期において前期損益修正益を計上し、それぞれの残価、減価償却資産の存在を帳簿上においても資産の価値が残るように決算処理を行っております。

1の事業収益と4の事業外収益を足した額から2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用、6の特別利益を差し引きますと、今回の当期損失は7万6,696円となります。

次に、12ページをお願いいたします。

令和5年度貸借対照表でございます。

資産の部について、流動資産として預金、未収利息及び公有用地の計4,241万28円、固定資産として器具備品と減価償却累計額の計が2円となっております。資産の合計は4,241万30円となっております。

次に、13ページ、負債の部はございません。

14ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と準備金4,091万30円を合わせた資本合計が4,241万30円となっており、負債資本合計が4,241万30円となっております。

次に、15ページでございます。

令和5年度キャッシュ・フロー計算書でございます。これは事業活動、投資活動、財務活動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計算し、それを期首残高に加えたものが期末残高となっております。

事業活動によるキャッシュ・フローは7万6,697円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円です。また、借入れや返済に係る現金の出入りもございませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和5年度の現金及び現金同等物について7万6,697円の減少となっており、令和6年3月31日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,210万28円となっております。

次に、16ページでございます。

こちらは令和6年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金90万8,253円、定期預金4,150万円、未収利息1,775円で、合計4,241万28円でございます。

次に、2、固定資産の計が2円でございます。

資産合計は4,241万30円となっております。

3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっており、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純財産は4,091万30円となっております。

なお、17ページ以降は決算関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、25ページでございます。

令和5年度監査報告でございますが、令和6年4月26日、当役場会議室におきまして、令和5年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況について監査が実施され、監事より監査報告を頂いております。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は、以上をもちまして散会とします。

～午前11時28分 散会～